

番 号 : 141104

国 名 : グアテマラ

担当部署 : 産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム

案件名 : 地方自治体能力強化プロジェクト (参加型開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 参加型開発
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年2月上旬から2015年4月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.30M/M、現地 1.67M/M、合計 1.97M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
4日	50日	2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月14日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 18点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務^注の経験 36点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
 - ③語学力 20点
 - ④その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務	参加型開発に係る各種業務
対象国/類似地域	グアテマラ/中南米
語学の種類	スペイン語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

グアテマラでは、人口に占める貧困層の割合は 53.7%（グアテマラ国統計局 2011 年調査）と高く、特に地方部に貧困層が集中しており、グアテマラ政府は貧困削減の取り組み強化及びそれを通じた国内格差の是正を重要課題に位置付けている。

同国政府は「地方分権化法」と「都市農村開発審議会法」を 2002 年に制定し、地方分権を通じた地域開発に取り組んでおり、参加型手法の下で地域住民のニーズに沿った開発を行うための仕組みとして、国、地域、県、市、コミュニティの各レベルに開発審議会の設置を義務付けている。各開発審議会を通じて、公共政策立案プロセスへの国民の参加を促し、地域住民のニーズに沿った開発計画策定を目指している。

2012 年 1 月にオットー・ペレス・モリーナ（愛国党）政権が発足し、「飢餓撲滅 (Hambre Cero)」が 5 つの政権公約のうちの一つである「社会包摂」の中に位置づけられている。Hambre Cero では、2015 年までに慢性的栄養不足を 10%削減することを目標に掲げ、166 の自治体を対象としてプログラムを実施中であり、引き続き現政権においても地方分権化を通じた地域開発を重視するとしている。特に市は、住民に最も近いことから、新政権の重点政策を反映させた市の開発計画として「地方自治体計画 (Local Government Plan/Plan de Gobierno Local)」及び「年次計画」を策定することを促している。しかし、市は分権化によって移譲された権限や配賦された開発資金を十分に活かさず、また他の組織との調整も十分に行えておらず、財政・組織・行政能力上の課題がある。

こうした状況に対し、2005 年から 2007 年まで、JICA は貧困地域の若手市長及び地方自治体の行政担当者、地元 NGO や住民組織のリーダーを対象とした国別研修「公共政策の立案能力向上」を実施し、地域社会発展のための政策決定や実施に資する能力強化に取り組んだ。また、2010 年から 2012 年にかけて個別専門家を派遣し、同国西部の 3 県 8 市の参加型開発計画の策定・実施・モニタリング活動の実施能力強化を目的とした地方公務員に対する研修を実施してきた。グアテマラ政府は、研修を受けた若手職員及び地方自治体の行政担当官、地域住民リーダーが習得した知識や「生活改善アプローチ」（日本の生活改良普及事業の現場において生活改善に取り組んできた方法論）をそれぞれの現場で取り組む状況を確認し、JICA 支援の成果を高く評価して我が国に農村地域の総合開発のための支援を要請した。これに対して JICA は生活改善アプローチを始めとする過去の協力の成果を踏まえ、市が実施する社会開発事業の計画、実施、モニタリング、評価を支援する「地方自治体能力強化プロジェクト（以下「プロジェクト」）」を 2013 年 3 月から 2016 年 9 月までの予定で実施中である。

本プロジェクトのカウンターパート省庁は大統領府企画庁 (Secretaria de Planificacion y Programacion de la Presidencia : SEGEPLAN/以下 C/P) であり、サンマルコス県、ウエウエテナンゴ県、キチェ県にある計 8 市をパイロット市として支援している。現地では「チーフアドバイザー/ガバナンス」専門家及び「業務調整/地方行政」専門家が活動中である。また、「参加型開発」分野の専門家を 2014 年に 3 回派遣し、以下の活動を行ってきた。

- ①村落実態調査の手法開発と市役所関係者に対する指導
- ②コミュニティ住民のニーズを把握するための、生活改善普及員に対する能力強化研修の計画立案と、指導を通じた計画の見直し
- ③市の社会開発事業実施に住民参加を促す内容のガイドブックの作成
- ④市職員の社会開発事業実施に係る能力強化研修の計画策定及び事業実施・フォローアップに対する支援
- ⑤生活改善アプローチを進めるうえで必要となる、コミュニティ関係者向けの能力強化研修の計画策定と実施など

これらの協力を通じて、市役所及び生活改善普及員の村落調査、住民参加による社会開発事業計画策定能力を構築してきた。この過程で得られたグッドプラクティスと課題を抽出し、地方行政の能力強化のあり方と、その自立発展的な普及の方法の確立について助言・支援してきた。

本業務従事者は、上述のこれまでの成果を踏まえ、プロジェクト全体の総括を担当するチーフアドバイザー/ガバナンス専門家、県以下の活動を指導する業務調整/地方行政専門家と連携・協力し、パイロット市が取り組む社会開発事業の質の向上と、住民参加による市開発計画の策定・実施を促進することを目的として派遣する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、以下の活動を行う。

- ① 市職員の能力強化のための現地研修の計画策定と実施および研修後のフォローアップを通じて、市の社会開発事業実施を、事業の質の向上に留意して、促進・支援する。
- ② 生活改善アプローチを進めるうえで必要となるコミュニティ関係者の研修の計画策定と市生活改善普及員による実施支援を通じて得られるグッドプラクティスや課題を、市の社会開発事業の質の向上の観点に留意して、抽出する。
- ③ 地方行政の職員の能力のあり方とその自立発展的な普及の具体的な方法を確立することについて助言・支援する。
- ④ 現地業務期間中に実施される中間レビュー現地調査に協力する。

(1) 国内準備期間（2014年2月上旬）

- ① 既存のプロジェクト関係資料（調査報告書、実施運営総括表、月例報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ② 上記①を踏まえ、全体期間にかかるワークプラン（案）（和文、西文）を作成し、JICA 産業開発・公共政策部へ提出、説明する。

(2) 現地業務期間（2014年2月上旬～3月下旬）

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関、JICA グアテマラ事務所及び他のプロジェクト専門家に対し、下記のとおり実施する。
 - ア. 全体ワークプラン（和文、西文）を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について合意する。
 - イ. プロジェクトの実施体制・モニタリング体制について確認し、プロジェクトにおける現状の課題及び今後のプロジェクトの対応等に係る情報共有を行う。
 - ウ. プロジェクトの目標達成に必要な活動と業務内容について協議・確認する。
- ② プロジェクト専門家と市が雇用した普及員が 2013 年度に作成した「生活改善アプローチ活動の枠組み」に基づいて、普及員の活動状況のモニタリングを実施し、モニタリング結果を後述する能力強化研修に反映させる。
- ③ プロジェクトが作成した研修計画に従って市が雇用した普及員を対象とした能力強化研修が実施されており、本業務従事者は前述のモニタリング結果を参照しつつ、プロジェクト専門家と協議の上で生活改善普及活動に関わる研修を計画・実施（2015 年 2 月 19-20 日を予定）し、評価を行なう。
- ④ プロジェクト専門家と連携・調整し、普及員を対象としたマニュアルの理論編を本業務従事者が作成する。実践編をチーフアドバイザー/ガバナンス専門家が普及員を対象としたマニュアルの実践編を別途作成し、マニュアル全体の構成・内容を調整する。
- ⑤ プロジェクト対象市の 2015 年社会開発事業計画の内容を調査・確認し、事業の実施状況のモニタリングを支援するとともに、モニタリング結果を C/P 及びプロジェクト専門家と共有する。さらに、C/P 及びプロジェクト専門家と市社会開発事業の実施を促進する。
- ⑥ プロジェクトで取り纏める広報業務（リーフレット作成等）に原稿（案）作成や写真提供などの協力を行う。
- ⑦ C/P と協議の上、現地派遣終了後に C/P 及びパイロット市等がフォローすべき事項や活動内容について確認する。
- ⑧ 現地業務完了に際し、以上の活動成果及び今後のプロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書（案）（和文、西文）として取りまとめ JICA グアテマラ事務所、C/P に報告、提出する。

(3) 整理期間（2014年4月上旬）

- ① 現地活動の結果を整理する。
- ② 専門家業務完了報告書（和文）を完成させ、JICA 産業開発・公共政策部へ提出するとともに、派遣期間中の活動の成果及び今後の課題等について報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン(全体、第2次派遣時)

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAグアテマラ事務所）

西文2部（JICAグアテマラ事務所、C/P機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

（2）現地業務結果報告書

和文2部（JICA産業開発・公共政策部、JICAグアテマラ事務所）

西文2部（JICAグアテマラ事務所、C/P機関）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

（3）専門家業務完了報告書(和文3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAグアテマラ事務所、JICAプロジェクト)

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上遭遇した課題とその対処

④プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）

⑤その他

C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成した技術協力の成果品を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年2月上旬～3月下旬を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載）。

・チーフ／ガバナンス（短期派遣専門家）

・業務調整／地方行政（長期派遣専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

- あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
 - エ) 通訳備上
なし
 - オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジ予定。
 - カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本件に係る資料は、JICA 産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム（TEL 03-5226-6916）にて閲覧可能。

- ・プロジェクト進捗報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度なので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②直接人件費月額単価
直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

以上